慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本の法人税負担とその転嫁				
Sub Title	The shifting and incidence of the corporate income tax in Japan				
Author	古田, 精司				
Publisher	慶應義塾経済学会				
Publication year	1962				
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.9 (1962. 9) ,p.805(29)- 823(47)				
JaLC DOI	10.14991/001.19620901-0029				
Abstract					
Notes	論説				
Genre	Journal Article				
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620901-0029				

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

して、 その限りにおいて、 財政学の認識対象となると私は解釈している。

る場合を除いて、資金を処分して財貨・用役を調達し、その財貨・用役を処分して公共諸施設を作出する場合がある(多 出するかを研究することに云い換えることができる」……「経費の作用によって起る利用量を評定すること或は批判するこ 役給付・財貨給付の形態の国家(公共)給付が 国内または 国外に提供される結果として、或る効果が現われる。その効果が よいと考えられる」と云っておられるが、この一節の解釈に私は異議がある。資金の処分がそのままの形態で貨幣給付とな とと同意味のものとなるであろう。 利用ないし効用を持つのである。 い)。その場合には財貨と用役の処分 第二の疑問として、 安藤博士は「経費によっていかなる国家給付を作出するかを研究することは、いかなる作用効果を作 もともと財政学や経済学では、国家給付とこのような利用ないし効用は同意語と解して (使用と貯蔵)が、 そのまま 用役給付・財貨給付の 作用 **一効果とは同義語ではない。用**

的な性質を持っている。価値判断ではなくて、効果判断は 値判断は財政学の課題ではないと考えている。安藤博士が指摘する経費の評量(評価)、 経費の決定も評量も当然に財政学の認識対象になるのではないかという質問である。安藤博士は経費の決定はどこまでも国 ることは財政学の認識対象であると私は考えている。効果判断は合目的な財政政策の形成過程における基礎的に重要な考慮 定などは価値判断の問題である。同一の事実についても、価値判断は判断者のイデオロギーおよび利害関係などによる主観 決定するのであるとも云っている)。 家政策である。 事項になるが、私は財政政策の決定 第三の疑問として提出されているものには、第二の疑問の延長が含まれている。私(高木)の経費論の 解釈から すれば、 経費は国家政策によって与えられたものと見なければならないと云う(また樹立された国家政策が収入や経費を 私の説明が足りなかったためであろうが、私の解釈が誤解されているようである。私は価 また経費の決定そのものが、財政学の認識対象であると考えているのではな -財政活動の社会経済的効果を客観的事実として認識し判断す 利用量の評定、効用ないし利用の評

日本の法人税負担とそ 0)

田 司

法人税転嫁の長期的側面 説明変数の選択と定義 回帰分析による推定

結論の有意性

る。その問題点の第一に挙げられるものは、経済活動の直接のにない手である企業の法人税負担は、 を図り、経済発展を促進する上で、 わが国においても、 法人企業課税のあり方について、再検討が行われるべき必要が、各方面から主張されてきてい 障碍として働いているのではないかという疑念である。 企業の自己資本の充実

急激に押し上げるにいたった。戦前・戦後にわたる法人税収入の、 たしかに戦前から戦後にかけての、租税構造の変革は、直接税中心の原則にそって、法人税収入の国税中に占める割合を、 僅か一〇・三%であったものが、昭和三十二年度では、三〇・三%に達じ、以降法人税が、所得税に代って税収の首位 日本の法人税負担とその転嫁 全租税収入に占める割合をみると、 昭和九~十一年度で

二九

を占めており、昭和三十五年度では、三一・八%にも達した。

体制に突入するとともに急上昇を示し、 がわかる。 また法人利潤に対する法人税の割合(実効税率)をとってみても、 法人税の実効税率の変遷は、 四〇%台を割ることも少なかっ 戦争末期には、 大正末期から昭和の初頭にかけて、 五〇%にも達した。 企業の法人税負担が、著しく引き上げられていること 戦後は五○%の水準以上にでることはなかった ほぼ六%前後にしかすぎなかったものが、

からである。 はずのものである。 わが国の法人税転嫁について、 飛躍的上昇を示しており、この事実をとらえて、 というのは、 アメリカに おいても、同期間に おける 実効税率の 変動は、 関心を寄せる者にとっては、この実効税率の急カーブを描く上昇は、 法人税転嫁の長期的側面にかんする、実証的推定がいくつか行われた 大体一〇%前後から六〇%へ かなりの興味を惹く

体において完了していると主張している。 法人税転嫁について、 あるものは、 他は経済的余剰に帰着する、 長期的にも、 理論的分析のもとでえられた回答は、 法人税の転嫁はありえないとするのにたいし、 という推測の段階にとどまっている。 なんら確定的なものではない。 他のものは、 同じように、 長期的には法人税の転嫁は、 アメリカで行われた統計的検定 法人税負担の一部は費用要因 大

上昇にもかかわらず、 法人税の転嫁がありえないとする分析は、 るようにみうけられる。 アメリカにおける、 比較的にコンスタントにとどまったが、 これは、 法人利潤の分け前の長期的変動をみると、課税前法人利潤の分け前は、実効税率の飛躍的 とりもなおさず、 転嫁の測定基準として、 法人税転嫁のありえなかったことを示唆しているものである。 課税後の分け前は、 法人附加価値に占める法人利潤の割合(Profit Shares) 税率が増加するにしたがって、減少して

法人資本ストックに対する利潤の比率、 つまり、資本の収益率 (Rate of Return g Capital)を測定基準に選

は転嫁がほぼ完了していることを示唆しているものである。 べば、 まったく逆の結論をうることができる。 とともに上昇したが、課税後収益率は、 すなわち、 趨勢としてはコンスタントにとどまっており、 資本の収益率の長期的変動を調べると、 これは明らかに、 課税前収益率は、 長期に 法人税

検証が行われる場も、 の法人税負担について、 となった二つの測定基準について検討を試みるが、 いくばくかの光をあてようとするものである。 メリカにおける二つの統計的分析は、現実には転嫁について一つであって、一つ以外の事象は生起しなかったにも拘わ 一方は転嫁のありえなかったことを主張し、 わが国の法人企業経済活動であって、 長期的転嫁の可能性を吟味し、 さきの統計的分析とはその手法を同じくするものではない。また統計的 他方は完全転嫁が生じたと主張している。この小論では、見解の分れ目 かつ法人税転嫁の課題について、 アメリカのそれではない。 要するにこの小論の目的は、 相互に矛盾する結論に、 できれば わが国

ありうべき変数の影響を考慮し、 考察の中心は、法人利潤の変動に着目する Profit Share Approach におかれ、 また、 考察の順序は、 まず説明変数の選択と定義をあたえ、それによる回帰方程式の推定を調べ、 最後に、えられた諸結果の有意性を尋ねることになろう。 資本の収益率接近法は、 副次的に扱われる あわせて、 他

- 済合同委員会専門委員G・M・プランノン博士である。小論が、両氏の御好意に応える一端となれ とめる契機をあたえ、 法人企業統計の蒐集・処理については、 記して深く感謝する次第である。 前稿「法人税転嫁の諸問題台」三田学会雜誌(昭和三十七年一月)に引続いて、 かつ幾多の示唆と議論の機会を下さったのは、ジョンズ・ホプキンス大学R・A・マスグレ 慶応大学大熊一郎、 大蔵省西村紀三郎、 経済企画庁先崎久雄の諸氏に、 その口に該当するものである。 ば幸いである。また、 ヴ教授と合衆国経 数多の御援助を わが国の租税 この小論をま
- 出所は、戦前については、 戦前・戦後における実**効税**率 「昭和財政史V租税」巻末P・4。戦後については、 (課税前法人総利潤に対する総法人税額の比率)の変遷過程は、 税制調査会 左表のごとくである。 「当面の税制改正に関する答申」

当	
	è
-1-	1
والرز	ď
Ti.	Ċ,
1	ŀ
·F	í.
-1-	÷
	•
1-3	j
刀.	
P	
1	ŝ.
•	÷
100	
ା 🗤	
۰	
10	
3.3	÷
10	
ी	
\sim	
1.16	
2:61	,
"找	1
18	
· IX	•
0	ċ
*10	
姒	
「値	
11=	ė
11	
ું 'ું•	
77:	
-	
人	
人	
人税	
人税の	
人税のな	
人税のほ	
人税のほか	
人税のほか	
人税のほか住	
人税のほか住民	
人税のほか住民	
人税のほか住民税	
人税のほか住民税、	
人税のほか住民税、	
人税のほか住民税、東	
人税のほか住民税、事	
人税のほか住民税、事業	
人税のほか住民税、事業が	
人税のほか住民税、事業税	
人税のほか住民税、事業税等	
人税のほか住民税、事業税等	
人税のほか住民税、事業税等を	
人税のほか住民税、事業税等を含	
人税のほか住民税、事業税等を含	
人税のほか住民税、事業税等を含く	
人税のほか住民税、事業税等を含ん	
人税のほか住民税、事業税等を含んで	
人税のほか住民税、事業税等を含んでし	
和三十五年十二月P・⑮。ただし、戦後の数値は、法人税のほか住民税、事業税等を含んでいる	

大正 9年 7.4% 10 6.5 11 6.5 12 5.7 13 5.8 14 7.5 IIII和 1年 6.4 2 5.9 3 6.1 4 5.7 5 6.1 6 5.3 7 5.6 8 6.5 9 7.1 10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 III和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1 35 43.4	年	度	実効税率	
10 6.5 11 6.5 12 5.7 13 5.8 14 7.5 III和 1年 6.4 2 5.9 3 6.1 4 5.7 5 6.1 6 5.3 7 5.6 8 6.5 9 7.1 10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 III和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1	大正	9年	7.4%	
12 5.7 13 5.8 14 7.5 I昭和 1年 6.4 2 5.9 3 6.1 4 5.7 5 6.1 6 5.3 7 5.6 8 6.5 9 7.1 10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 I昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		No. of the		77.30
12 5.7 13 5.8 14 7.5 I昭和 1年 6.4 2 5.9 3 6.1 4 5.7 5 6.1 6 5.3 7 5.6 8 6.5 9 7.1 10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 I昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1				
14 7.5 III和 1年 6.4 2 5.9 3 6.1 4 5.7 5 6.1 6 5.3 7 5.6 8 6.5 9 7.1 10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 III和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		12		
昭和 1年		13	5.8	7
昭和 1年		14	7.5	
3 6.1 4 5.7 5 6.1 6 5.3 7 5.6 8 6.5 9 7.1 10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 呼和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1	昭和	Y. F. 1941	6.4	
4 5.7 5 6.1 6 5.3 7 5.6 8 6.5 9 7.1 10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		2	5.9	
5 6.1 6 5.3 7 5.6 8 6.5 9 7.1 10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 四和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		3′	6.1	
6 5.3 7 5.6 8 6.5 9 7.1 10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		4	5.7	
6 5.3 7 5.6 8 6.5 9 7.1 10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		5	6.1	
7 5.6 8 6.5 9 7.1 10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		6	 The property of the property of t	
9 7.1 10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		7	5.6	
10 9.2 11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		8	6.5	
11 9.6 12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		9	7.1	
12 14.3 13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		10	9.2	
13 19.9 14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 四和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		11	9.6	
14 27.0 15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		12	14.3	
15 32.2 16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		13	19.9	
16 34.9 17 40.6 18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		14	27.0	
17 40.6 18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		15	32.2	ľ
18 42.9 19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		16	34.9	
19 50.0 昭和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		17	40.6	
四和25年 27.9 26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		18	42.9	1
26 47.0 27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		19	50.0	
27 50.0 28 44.6 29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1	昭和	725年	27.9	l
28		26	47.0	
29 48.8 30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		27	50.0	
30 42.5 31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		28	44.6	
31 37.6 32 48.7 33 48.5 34 39.1		29	48.8	ŀ
32 48.7 33 48.5 34 39.1		30	42.5	l
33 48.5 34 39.1		31	37.6	١.
34 39.1		32	48.7	
		3 3	48.5	
35 43.4				1
		35	43.4	

(2) この種の長期的転嫁にかんする実証的研究については、 先きに掲げた拙稿 「法人税転嫁の諸問題什」を参照

=

除するようなものでなければならないであろう。 最も望ましい転嫁の指標は、法人税転嫁にまつわるすべての効果を反映し、 はじめに、法人税転嫁がかりに生じているとすれば、 その程度を捉えるべき指標について考えねばならない。 かつまた、法人税に基づかない効果をすべて排

その上で、法人税転嫁の態様を調べることにしたい。 法人附加価値・利潤率が選ばれるであろうが、ここではまず第一次的接近として、 に属する法人粗利潤をとりあげることにしよう。本来ならば、この接近法をとる限り、測定基準として、いうな理想的指標は、現実には与えられていないから、ここでは、先に述べた二つの測定基準のうち、Profit 法人粗利潤を決定する諸要因を検討し、

そこで次には、 法人税率の変動が、 法人税率の長期的変動の影響をよく反映するような、 転嫁を促すような効果をもつかどうかを見るためには、法人粗利潤が、 法人粗利潤の定義を与えねばならない。 法人税課税によっ て というの また

それのみによって、 いかなる変動をうけたかを、 明白にするものでなければならないからである。

税転嫁の形態を示すような、尺度と転嫁方程式とを選ばなければならない。 は無関係であると考えることができるからだ。したがって、法人税の引上げと、総需要の増加との相関とは別に、純粋に租は無関係であると考えることができるからだ。したがって、法人税の引上げと、総需要の増加との相関とは別に、純粋に租 げが実施されなくとも生起しうるからであって、 危険を回避するためには、この種の考慮は不可避であろう。 とくにここでは、 戦前・戦後を通ずるわが国のインフレ 企業をして価格引上げを行わしめた総需要の増加は、 期における価格の引上げを、 なぜならば、 インフレ期における価格騰貴は、 そのまま法人税の転嫁と結びつける 法人税率の引上げと 法人税率の引上

昭和二十六年には、耐久年数の短縮が行われ、納税者の償却方法選択の自由も拡大されて、 げた期間(昭和七年―昭和三十五年)についてみると、 法人粗利潤が選ばれた理由は、この種の分析において、 短期はともかくとして、 耐用年数の短縮ないしは割増償却が行われ、戦後においては、再び耐用年数の延長が実施され、さらに一転して、 長期正常価格に影響を与え、また課税利潤にも影響するであろう。 戦前については、昭和十二年以来、 減価償却を無視することができないからである。減価償却引当金 臨時租税増徴法による増税とも関 今日に到っている。 とくに、 われわれがとりあ

ことが望ましいであろう。 企業の減価償却政策の変更を考慮に入れるような転嫁の指標を選ぶとすれば、減価償却前の可変的利潤である粗利潤をとる の大幅な繰越しを認め、企業行動決定に際しての利潤操作の可能性を広く残している点にある。これらの点を考え合せると、 していることがあげられよう。 転嫁の課題に即して、わが国の滅価償却政策の特色をみると、有形固定資産については、定率法による償却を無制限に許 またそれにも増して重要な特色は、企業の選択する償却について、法定償却範囲額内で、

属利子収益を含んでいるからである。 法人利潤算定に際しては、支払利子控除前の利潤を選ぶことも望ましいと思う。 わが国についていえば、支払利子は、企業の損金として課税利潤から落され、 一般的にいえば、利潤額それ自体は、帰 一見し

ると、 たところ、法人課税と無関係のようにみえるが、戦後の借入金依存度の増大は、法人税率の引上げと切り離して考えること に頼るよりも半分近くですむという事情を考慮に入れなければならないであろう。 はできないであろう。戦後に借入金依存度が増大した主要因は、企業の高度成長にともない、 が行われ、 支払利子を含めることにしよう。 一般に支払利子が配当率より低いだけでなく、 その資金調達は、 比較的調達が容易な金融機関からの融資に依存したことにある。けれども資金コストの面をみ 高率の法人税を含めれば、 実質の資金コストは、 したがって、ここでは粗利潤の算定に際 内部留保を大きく上回る投資 借入に頼れば増資

負債項目に入れられていながら、 格から判断して、すくなくともあるものは、 より一応除くことにした。 法人粗利潤の算定において、 と り わけ退職給与引当金、貸倒準備金および価格変動準備金は、数多の各種企業に共通して積み立てられており、また 取扱いの著しく困難な 項目は、 実は自己資本として大きく働いている。それゆえ、 粗利潤の中に繰り入れるべきであるかもしれないが、ここでは後述の扱い方に 租税特別措置により認められた 各種準備金と引当金とであ 本来ならば、 これら三種の準備金の性

応するものである。この種の統計は公刊されてはいないが、 **う。このことは、消費税が通常賃銀と利潤の相対的分け前に影響することなくして、** によっても算定することができる。 法人粗利潤とは別に、法人企業活動の望ましい 指標を とると すれば、 法人企業の純附加価値と、法人の資本減耗控除とを加えること それは、要素価格で測った法人粗附加価値であろ 価格水準を引き上げるという命題に照

れ、原価の細目にわたってきびしい規制が行われているから、 べきであろう。このことは、 いま一つ考慮すべきことは、 公益事業が法人税転嫁に成功しているというのではなく、 電気事業のごとき公益企業は、 租税転嫁問題の分析にとっては、すべての時系列から除去す 旧公益事業令の適用をうけ、 公益事業での転嫁は、 料金はその算定基準が定め 非公益事業で

転嫁とは別問題と考えるからである。 しかしここでは、 特別にそのような公益事業をとり除くということはしなかった。

- 潤絶対額が選ばれてしかるべきであろう。 粗利潤率 いであろう。 最も関心を抱いているかによって決定される。かりに主たる興味が、所得階層別分布に対する効果にあるならば、 転嫁測定の目的に利用しうる基準としては、 (売上に対する粗利潤の比率)、 もしも投資のインセンティヴに対する効果であれば、 は価格もしくは賃銀またはその両者、がある。 法人粗利潤のほかに、(の粗附加価値における粗利潤の分け前、 bが最も有意義であろう。 これらの基準の選択は、 また投資資金の利用可能性ならば、 は、問題のいかなる側面、的資本の粗収益率、の a が最も望まし 粗利
- 2 税範囲の広い租税は、 出を削減するが、 て生産の制限が行われて、これは価格水準を騰貴せしめると主張された。 それは有効需要の減少に導いて、 主として総需要と雇用に及ぼす効果を通じて、 法人税の課税は、 投資の純収益を削減し、 通常は価格水準の低下をもたらすからである。 れた。しかし、この主張は正し他の事情にして等しければ、. 価格水準に影響をもたらす。 それは新投資額を減少せしめ、 すなわち、 いとは思えない。 法人税の課税は、 法人税のような課 投資支 かく

Ξ

関係に立つとみなし、粗利潤を陽表的に導入することにしよう。 行われた。われわれは、この方法に代えて、 しなければならないという観点から、企業の粗附加価値に対する粗利潤の比率の時系列を求め、 Profit Share Approach をとるとすれば、一つの方法として、 企業の粗利潤が、 粗附加価値および法人税収入の函数として、 もし法人税が転嫁するとすれば、課税前の利潤は当然増加 これを調べるということが ある種の従属的

(1) $P_i = E_i(Y_i, T_i)$

あるいは、この函数形を特定化して

(1') $P_i = a_1 + b_1 Y_i + c_1 T_i + u_i$

を表わす。uは攪乱項である。最小自乗法により、この方程式に、昭和七年 タをあてはめてみると、Tについて一・九五というかなり高い値をうる。 ただし、Pは先のセクションで定義されたような利潤を表わし、 Yは要素価格での法人粗附加価値を、またTは法人税額 十八年および二十六年―三十五年の時系列デ

そこで、 粗利潤との間には別の関係、つまり租税決定方程式とも呼ばれるべきものがあるから、 ならない。それに加えて、租税決定方程式は、各年度の税法によって決められると考えられる異なった係数をもつであろう。 ところが、統計分析の観点からすれば、この回帰方程式は、すぐさま新たな問題を投げかけてくる。 次のような租税方程式を、 ここでは仮定してみよう。 ここで同時方程式問題を考慮せねば というのは、 租税と

2 $T_i = t_i'(P_i') + t_i''(P_i'')$

また、いは利潤水準Pにおける平均税率であり、 ために、限界税率は平均税率とはかなり異なることである。 ただし、尸はなんらの法人税転嫁も生じない場合に期待される利潤水準であり、 だは限界税率である。 注意さるべき点は、 P.は転嫁にともなう利潤の変化である。 われわれが粗利潤を用いている

転嫁がない場合に期待される利潤水準は、 方程式(1)から丁項を落すことによってうることができる

転嫁を考慮に入れるならば、 方程式(2)と(3)からして、 次のような誘導型を導くことができる。

$P_i = a_i + b_i Y_i + b_i c_i t_i' Y_i + b_i c_i^2 t_i' t_i'' Y_i + u_i$

転嫁の程度にかんする仮定を必要とし、 ついて推定を行った。 方程式似については、 ただし、 t.'Y, と t.'t.''Y, を変数として、 ぱおよびぱの推定については、 算定を繰り返すことにより修正することができよう。ここでは転嫁がほとんどあり 先と同一の期間、 かなり強い仮定を必要とした。 昭和七年-十八年および二十六年―三十五年に まずなについては、はじめに

えなかったと仮定した。 それゆえ、 なは各年度の法人税額を粗利潤のパ センテー ジとして表わすような 算定方法をとっ

おける税法の構造的特徴を考慮に入れ、法人税率の下限、各種準備金および控除について調整が加えられた。 ずの推定については、各年度に適用される法人税率の上限を出発点として用いることにより行われた。その際、

の多重共線型性が残されているということである。 味であると判定しなければならない。その上、この項においては、係数はbと♂の積で表わされているため、推定値がかな り小さいものとなっている。ついでながら注意せねばならないことは、この定式化においても、 考慮しなかったことから、 これは、あらかじめ予期されていたことであるが、方程式⑴においてえられたcの推定値と比較してみると、 いてえた推定値をなどはのそれぞれに代入しなければならない。方程式似のどからして、 かくて、方程式(4)について回帰分析を行うと、 かなりの偏りが生じている。さらにYの項を調べると、これはマイナスの値となっており、 われわれが関心を抱いている転嫁係数の推定値をうるためには、 でについては○・○二五をうる。 やはり変数の間に、 かなり かべつ 無意

因の結合体で、新しい一つの変数系列を作りあげるとかの工夫が必要となろう。 響因子も考えられるから、この線に沿う分析を推し進めるとすれば、追加される変数について、極めて広汎な検定を行わな すべての説明変数の系列中に含まれやすいから、 とが必要であったかもしれない。 このように、同時方程式問題を抱え込んでしまうと、時系列分析の形でゆくためには、どうしても同じ方向のトレンドが トレンドを含んだままの形でゆくならば、多元回帰はむつかしくなり、結局いくつかの要 なんらかの方法で、前もってトレンドを除いた上で、回帰分析にかけるこ 加えて、利潤の分け前に対しては、他の影

この種の制約は確かに存在するが、これまでの分析をさらに進めるために、新たに二つの変数を導入することにしよう。 本の法人税負担とその転嫁

格の時間的遅れによって、利潤の分け前に影響を与えるということが、一般に認められていることによる。 法人粗附加価値の増分(AY)を、変数として導入することである。これは、景気変動の影響が、 とくに賃銀と価

てみれば、それは、投下された資本を貨幣単位で表わしたものなのか、または産出能力を明らかにするようなある種の物理 定資産勘定をとりだし、それに減価償却引当金勘定を含めることで、転嫁に関連した資本スト も恰好の指標となるかもしれないからである。しかし、戦後はともかくとして、戦前についてこのような資料を求めること の資本ストックをKで表わすことにしよう。 いま一つ、 あまりにもよく知られていることであるから、ここでとりたてて論ずるまでもないであろう。転嫁をめぐる問題点とし これはまた、戦後において、高率の法人税が設備資本の蓄積にどの程度の阻害要因として働いているか、をみるために 現状ではないものねだりに等しい。それゆえ、甚だ不満足ではあるけれども、法人企業の貸借対照表のうちから有形固 利潤に影響するものとして、広く認められている もの は、資本集約度である。集本集約度測定のむつかしさ という選択に帰着するものである。資本集約度が粗利潤にどの程度の影響を与えているかをみるため 減価償却引当金も含めた機械設備の資本ストックの時系列を用いるに 越した ことは ないで あろ ックを表わすものとし

追加された二つの変数を組み入れて、次のような回帰方程式の推定を試みてみる。

5) $P_i = a_5 + b_5 Y_i + c_5 T_i + d_5 \Delta Y_i + e_5 K_i + u_i$

における固定設備の大規模な更新と新増設に基づく生産力の近代化が、異常な急テンポで行われたが、他方では、 の日本経済の特徴として、まず復興期において在来の生産設備の復旧に基礎をおいた生産能力の量的膨脹、さらに次の段階 た形跡はみられないが、しかし、Kに着目すれば有意義な変化が認められる。われわれの課題に即してみれば、戦後 と資本ストック(K)を入れたにもかかわらず、 この方程式のフィットは悪化しこそすれ改

資本に対する課税後の収益率も戦前と大差がないということである。同じく、自己資本の課税後の取り分も、 は戦前よりはるかに高くなっているが、それと同時に、 は高水準に維持されていた事実を挙げることができる。これは戦前における比較的低度の資本蓄積率と法人税率とを比較す 顕著な様相として注目しなければならない。これに対していま一つ注目に値いすべき事実は、戦後において企業の収 企業の税負担が戦前に比して高くなっているのと同時に、資本の収益率も増大しており、 資本の収益率が増大しているので、戦前と大差のないものになって 企業の税負担 したがって

う二者のうち、データを所与として仕事の適量を決めるか**、** きさとの間の適量関係に留意せねばならない。これは観点を変えるならば、分析の出発点において、統計データと仕事とい う。しかしこの段階までくると、 き調整がもたらされたからである。 結びつけることである。 については○・二○九という低い推定値がえられる。 試みるべきであろう。 くとして、資本スト このような変遷を正しく理解するためには、収益率函数を陽表的にとりあげ、 最後に残された作業は、誘導型により租税構造係数 c を推定した方程式(4)と、新しい変数√1 とKを導入した方程式(5)とを ックの変動は、 われわれの方程式切をみると、 というのは、 われわれは、 最も合理的と思われる態度は、 方程式40と50を結びつけることによっても、 粗利潤の変動に対して、強力な相関関係をもったと考えることはできないであろう。 方程式印にかんして修正を重ねてきた結果、 し分析に当って、 与えられた統計デー したがって、 租税構造係数でについては一・四六六という高い推定値がえられ、 仕事を所与としてデー 結果の弱さにかんするある種の諦観をはじめから許すことも 一定の諦観を許しつつも、 われわれの選んだ検定期間については、 タの強さ弱さと、転嫁をめぐる経済分析という仕事の大 法人税を変数として導入し、 租税構造係数での推定値についてみるべ 同様に新しい結果を期待してよいであろ タの強さを決めるか、について態度を明 結果をどう使うかという仕事の 法人税はとも 同様の検定を

次の方程式は、方程式似とほを考慮した上でえられたものである。 この仕事に堪えうる適量の強さを設計することであろう。

6) $P_{i} = a_{6} + b_{6} Y_{i} + b_{6} c_{6} t_{i} / Y_{i} / + d_{6} \Delta Y_{i} + e_{6} K + u$

嫁についてのなんらかの断定を許すほど意味があるとは思えない。 述のように、現在利用可能な統計データの制約と、それを基礎として計算された構造係数のあまりにも小さな推定値は、転 この方程式によって、租税構造係数cを推定すると、それは極めて僅かな数値ではあるが、マイナスの値がえられる。 それは転嫁がありえなかったということを物語る証左にほかならないことであろう。 しかしそれにしても、 マイナスの値を解釈するとすれ

これまでの方程式による構造係数の推定結果を、まとめて次に掲げてみる。

- Ξ **ا**
- 4 138. 31 + 0. $28\mathbf{Y} + 0.007t'\mathbf{Y} - 0.00015t't''\mathbf{Y}$ (0. 08) (0. 005) (0. 00008)
- (4) 186. 18+0. 36Y -0. 001 t'Y (0. 07) (0. 003)
- <u>(5</u>) 16. 822-0. 17Y+1. 466T+0. 23Y+0. 21K (0. 07) (0. 49) (0. 58) (0. 03)
- 6 **P=3.** 05+0.13**Y**-0.002t'**Y**+0.13**K**+0.36t'**Y** (0.002) (0.06) (0.04)

ただし括弧内の数値は、標準誤差である。

項目	使用総資本		自己資本		
年度	粗利益率 I	粗利益率 II	税 引 後 純利益率	税引前	
昭和 10年下期	%	%	%	%	
	9.27	12.30	11.22	13.22	
32年上	12.24	16,21	15.55	25.51	
33年上	8.21	12:09	7.89	13.18	
34年上	9,68	14.03	11.05	18.72	

動資本、 彼らの関心が、資本の収益性にあったことを示す 資本の収益率を測定基準とした、 機械および設備等の資産評価額をもって、 Corporate Income and the Rate of Return on Investment in Manufacturing, 1927 to 1952, (Sept. 1956), p. 194. 戦前・戦後における主要製造業の使用総資本収益率の比較である。これによると、 減価償却を加算した粗利益率 (Ⅱ)でも、 参照。 らのである。E. M. Lerner & E. S. Hendriksen, Federal 資本スト 1 ックとみなした。 センの場合は、貸借対照表に表わされた流 控除した粗利益率(I) これは転嫁分析における でも、

総資本の生みだす利益は、 して戦前を上回っている。 自己資本についても、 ほぼ同様である。 一〇九頁参

四

ると、 判定がすでに下されているのか、と改めてここで問うてみよう。われわれの分析を仔細に検討す Profit Share Approach に沿うこれまでの分析を顧みて、果して法人税転嫁にかんする最終的 えられたところの結論は転嫁を否定するものであるが、 すでに幾度も指摘したような分析

検討に委ねらるべきであろう。 近法(たとえば資本の収益率接近法)をとるとすれば、 あるいは転嫁を 肯定するような 結論を生みだ すことも当然予想できる 過程の弱点を考え合せると、その結論も完全に支持するに足るものではない。加えて、 Profit Share Approach とは別の接 そうだとすれば、 われわれの接近法からえられた結論の有意性を尋ねるには、より一層広い視野の下での再

にかんするものであり、 問題点は二つに分れるように思う。 いま一つは、 法人税転嫁という概念をどのように取扱うべきかという問題である。 一つは、われわれが選んだところの接近法と対立する資本の収益率接近法 両者は本来切離

して扱うことはできないが、ひとまず別箇にとり上げよう。

確かに彼の指摘するように、転嫁という特定の事象の連鎖だけを取りだすことは不可能であろう。とくに、 によれば、「このように定義された転嫁は、分配上の目的を達成する租税政策の失敗を測定するような、挫折の指標となる。」 図したものとは異なるものとするように、市場領域において神秘的ななにかが進行し て い る のか、またはそうではないの けることができない場合には一層しかりである。 た期間のように、戦前・戦後の緩慢な乃至は急テンポのインフレ段階で生じた価格騰貴を、そのまま法人税の転嫁と結びつ か、ということであろう。 この課題に答えようとすれば、 実効的帰着(実際に生じた所得分配の変化)と、 税法上意図されて いる帰着との差異を測定する必要が生れるかもしれない。これは、まさにマスグレーヴが示唆したところのものである。 租税転嫁の問題にかんして(私のみるところでは)われわれが最も関心を寄せる実践的課題は、 課税の結果が税務当局の意

対する租税は転嫁され、弾力的需要をもつ産出物に対する租税は転嫁されない、とみる伝統的観点と同じである。 シュレジンガーがすでに指摘したように、消費税転嫁の基準は、そのまま法人税に適用することはできないから、 接税か、法人利潤の分け前の変化を通じて、どちらにするかを扱うものである。この視点は、非弾力的需要をもつ産出物に 転嫁度を比較する際には、共通の尺度にひき直すことが必要であることはいうまでもない。 れは法人税についていえば、課税にともなって、法人税を法人企業に対する文字通りの直接税か、または消費税のごとき間 それにも拘わらず -そしてマスグレーヴの疑問にも拘わらず--私は、転嫁という概念を有用であるとみなしたい。そ

本の収益率接近法のように別の接近法をとればどうであろうか。 法人税転嫁の推定について、 Profit Share Approach をとれば、転嫁の基準について格別の問題は生じない。 しかし、 資

資本の収益率に着目する分析は、 屢々次のように論ずる。法人税負担が増加すれば、短期においては企業はそれを転嫁す

要因として働くことになる。 論に導くからである。すなわち、法人税も一般取引税も共に転嫁されるにもかかわらず、 持続する限りでは、財政資金調達を法人税に代えて一般取引税で行うときには、より高い資本形成が達成されえるという結 転嫁が生じている証左である、 た資本の不足が一層切実となるにつれて、課税後収益率が引き上げられることを 意味する。 しかし その前に、 沿って論じ、かつわれわれのとった Profit Share Approach は、転嫁の分析にはふさわしくないと結論しているようである。 税前のそれに等しくなるまで続くはずである。その結果(アメリカにおいては)より高い 収益率と結びついたより少ない資本 ることができず、 資本の収益率がある種の転嫁を反映しているという議論は、高率の法人課税が存在する期間では、法人税により惹起され かりに実物投資に帰着し、 法人税が配当金に帰着するのか、または留保利潤か、 ックは、長期的には、課税後法人利潤の相対的分け前の安定性と一致することができた。少なくともシャウプはこの線に 税引利潤と投資の減少をもたらすのみである。それに伴って生じた資本の稀少性は、 と論ずることは難しいようである。もし法人税負担が実物投資に帰着するとすれば、それが かくして収益率を高めると仮定しても、 または実物投資に帰着するのか、 それが直ちに法人税負担をうち消すようなある種の 法人税は資本形成により強い阻害 を明らかにすべきである。ま 増税後の収益率が増 収益率分析

中および戦後にかけての高率の法人課税が、実物投資を抑制したことによりもたらされたと主張することは、極めて難しい 投資の決定要因が明らかにされたならば、それなりにかなりの説得力をもつ分析帰結をもたらすと期待してよいであろう。 の投資活動にかんする綿密な研究の積み重ねを繰り返し必要とするであろう。そしてまた、収益率を基準とする転嫁分析も、 その緒についたばかりのところにある。おそらく投資函数について決定的なことがいえるようになるまでには、 それにしても戦後の課税前収益率は、先にも触れたように、 究極のところ、資本の収益率に沿う分析の難点は、投資函数の形状決定の作業に関連するものであり、 日本の法人税負担とその転嫁 戦前のそれと比較して高められているけれども、 それは依然として それは、戦

程度まで、 に、資金供給面では、短期のみならず長期の資金を供給しうるわが国の金融機関の比重の増大と、資金需要面では、 対する法人税の影響が大きいと説明するには、 の態度として、資金運用の弾力性の面から借入金を選ぶ傾向があることによるものであろう。 せないが、 における企業の借入金依存の態勢が確立されたと考えられる。そして現段階においても、借入資本依存の基調に変化は見出 産の喪失、 の結果、企業の資金調達において、借入金の比重は増大し、自己資本比率は半ばを割る事態にいたり、 むしろ戦中・戦後を通じて、 ように思う。 それもすでに指摘したように、 主として自己資本による資金調達を上回る高度成長によるものであるが、 またインフレによる固定資産ないし自己資本の相対的低下、 法人税が自己資本充実にとって障害となっているか、 確かに高率の法人課税は、資金コストの面 企業の自己資本が低下した事情は、他にその原因を求めるべきであろう。 なお一層立入った研究が必要と思われる。 から増資にたよるより、借入金を選ぶ方を有利としたが、ではどの を見極めることもこれまた容易なことではないであろう。 復興期における復金融資への依存など、すでに今日 いずれにしても、 さらに戦争による資 戦中すでに資金統制 資本形成に 経営者 同時

3 C H × Shoup: Some Problems in

뇞

A. Musgrave:

- 2 ਸ਼ Schlesinger: Corporate-Income Tax Shifting and Fiscal Policy, Nat'l Tax J. (March, 1960), pp. 20-21. The Theory of Public Finance, p. 231.
- the Incidence of the Corporation Income Tax, A.E.R (May, 1960), pp. 457-469

(附表説明)

ついては、大蔵省 五十九回統計年報書」 分析」昭和七年上期~昭和十八年下期、および昭和二十五年上期・下期、 とくに明記していないかぎりでは、 「法人企業統計年報」昭和二十六年より三十五年度(以下法人年報と略称)。 昭和七年度より「主税局第六十九回統計年報書」昭和十七年度にいたる一連の同資料(以下主税局資料と略称)。 一般的な資料として次のものによった。戦前については、三菱経済研究所編「本邦事業成績 昭和二十六年上期 (以下三菱資料と略称)。 国税庁「国税庁第七十七回統計年報書」昭和二 大蔵省主税局 「主税局第 戦後に

	附表:法	人企業経済估	動および法人を	说の変動指標	の時系列	
(1) F 度	(2) 法人粗利潤 (P)	(3) 法 人、粗 附 加 価 値 (Y)	(4) 法人税額 (T)	(5) 平均税率 (t')	(6) 限界税率 (t'')	(7) 法人企業資 本ストック (K)
昭和 7年	4.44	8.28	.17	3.8	7.5	62.11
8	6,59	11.21	.28	4.2	7.6	65.21
9	8.03	13.45	.39	4.8	7.8	68.36
10	9.67	16.09	.65	6,6	14.5	70.35
.11	11.04	18.30	.78	7,1	14.6	75.59
12	14.16	23.58	1.54	10.9	17.5	82.55
13	18.02	30.49	2.60	14.4	22.0	92.61
14	21.49	36.93	5.09	23.9	27:0	95.65
15	25.89	42.02	6.80	26.3	34.5	106.26
16	25.90	46.52	6.65	25.7	39.5	113.39
17	27.82	51.53	9.23	33.2	40.1	105.13
.18	32.47	59.74	11.65	33.9	42.3	111.83
26′	4,431	12,124	1,643	37.1	40.0	13,582
27	4,218	15,758	1,697	40.2	42.6	18,209
28	5,269	19,164	1,900	36.1	43.3	23,978
29	6,264	23,655	2,121	33.7	42.7	33,603
30	6,536	24,826	1,821	27.9	40.1	37,847
31	9,192	29,912	2,520	27.4	40.6	44,168
32	13,050	39,800	3,603	27.7	40.7	56,142
33	11,927	40,863	3,179	26.6	39.3	65,770
34	14,466	46,723	3,913	27.0	32.1	72,821
35	22,771	63,994	6,512	29.0	36.4	96,822
	81 No. 102 (1994) 1			na a ta a		- 5,555

和三十五年度にい 十六年度より 「国税庁第八十六回統計年報書」 たる一連の同資料 (以下国税庁 1123

定されている。 金の時系列も、 年度より求めた。調整項目としての減価償却引当 が選んだ約三○○社の法人企業を対象とした。 法人企業利潤の時系列は、 料とくに昭和二十五年上期・下期、 た戦後については、 もあって使用されていない。ここでは、三菱資料 益計算書の資料を入手できなかったことによる。 信頼するにたる全法人企業の貸借対照表および損 和六年以前に遡及できなかった理由は、 二十六年~三十五年をとった。戦前について、 ては、昭和七年し 指標の時系列を選ぶに当り、 第二欄 八五頁および四二八一四三一頁。 法人粗利潤 戦前についでは、三菱資 法人企業経済活動および法人税の変動 法人利潤と同様の資料に基いて推 十八年、 法人年報、とくに昭和三十五 他の調整項目との関連 戦後については、昭和 ここでは戦前につ 昭和二十六年 戦前の全 主として ŧ 昭

に依った。要素価格での附加価値を算定するため よび戦後について、 要素価格での法人粗附加価値 法人粗利潤の推定と同じ資料 戦前お

法人年報に依拠した。 には、これらの資料によると法人企業が負担する租税公課のうち、間接税に相当する租税を差引かねばならない。 とくに戦前については、大蔵省主税局「税制関係基本統計資料集」昭和二十四年および二十五年を用いた。戦後については、主として そのための推定資料とし

額を算定した。戦後については、主として法人年報を用いた。 第四欄 法人税額 戦前については、三菱資料を基礎に、かつ主税局資料を加えて三菱資料収録の約三〇〇社について、推定法人税納税

第五欄 平均税率 これは、第四欄を第二欄のパーセンテージとしてとった。t=T/P

論と実務」三五年新訂版をとくに参照。) 設にともない、 その税率は所得に対しては百分の十八、 資本に対しては千分の一・五と改められた。 また臨時利得税および 臨時租税措置 級に分ち税率は百分の五五ないし七五とされた。 法にも、限界税率推定に当って考慮さるべき重要な改正があった。昭和十六年には、法人税率は所得に対して百分の二五に引き上げられる については、 第一種所得税のほが臨時利得税率を加算している。 また昭和十二~十四年については、さらに法人資本税率を加算した。 た昭和十四年以後においては、 前については、大正九年に制定された法律第十一号所得税法に定める法人の普通所得、超過所得、および清算所得に課される税率を基礎と 同族会社の加算税および臨時利得税にも増徴が実施された。昭和十八年については、さらに臨時利得税の改正にともない、階級を三階 それに同族会社に適用される税率を加味した。そしてこれについて、実際の限界税率と突き合し調整した。ただし、 限界税率 各年度について、代表的な限界税率の推定値をうるために、まず大企業に適用される税率を基本として出発した。 あらたに導入された租税特別措置による税率軽減化も考慮に入れられた。昭和十五年以降は、法人税法の創 (戦前の法人税の沿革については前掲「昭和財政史▼租税」および市丸吉左衛門著「法人税の理 昭和十、

年二〇〇万円以下の部分三三%、二〇〇万円超の部分三八%)に落ちついている。 二十七年より二十九年にかけては、各種租税特別措置の拡充があったが、とりわけこの期間に設置され、 日本和研著「戦後日本の税制」 と最高税率適用限界とについて、全法人企業所得にウェイトを与えることにより調整された。(戦後の法人税制の推移については、 度は見逃すことができない。また昭和三十年以降は、法人税率の漸次引下げが実施され、 により、法人の負担が緩和されたことは、昭和二十五年の貸倒準備金制度の導入と並んで、限界税率の算定に際しては無視できない。昭和 戦後の昭和二十六年度では、周知のように一般法人税率は、これまでの三五%から四二%に改められた。また価格変動準備金制度の創設 をとくに参照。 戦後の限界税率推定に際しては、これら特別措置の利用度 昭和三十三年以来は現在の税率(普通法人は所得 かつ拡充された退職給与引当金制

年々の生産を続け、所得の成長を実現するために必要な生産要素の一つとしての有形固定資産の存在額を指す。かつまた技術的視点(ない年々の生産を続け、所得の成長を実現するために必要な生産要素の一つとしての有形固定資産の存在額を指す。かつまた技術的視点(ない 有形固定資産勘定と減価償却引当金勘定との総和でもって、粗資本ストックを表わすものとした。本来ならば、資本ストックとは、経済が いことは申すまでもない またそれは経済成長の制約となっているかをみるためである。 しは生産力視点) 法人企業資本ストック からすれば滅価償却費を含めた粗資本ストックをとらねばならない。その観点は、法人課税がどの程度資本形成を阻害し、 戦前については、三菱資料、 しかしこの観点は、資本の帳簿価額をそのままとることによっては貫かれな 戦後については、法人年報に依った。すでに本文で触れたように、これは (一九六二年七月)